

公 募 公 告

次のとおり大分県運転免許センター施設内における広告を表示するための物件の設置に係る県有財産貸付契約について公募に付する。

令和 7 年11月20日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 公募に付する事項

(1) 契約の名称

県有財産貸付契約

(2) 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

(3) 施設名

大分市大字松岡字松ヶ丘6706番地 1 大分県運転免許センター

(4) 広告を表示するための物件を設置する場所

ア 3階講習室東側待合ロビーの床面 1.50㎡

イ 2階エスカレーター南側の床面 4.00㎡

2 公募に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する場合は、公募に参加することができない。

(1) 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者である場合

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合

(3) 次のいずれかに該当する事実が判明した日から 2 年を経過しない者である場合

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたこと又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したこと。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたこと。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げたこと。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと（落札者となったにもかかわらず、契約を締結しなかった場合も含む。）。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったこと。

キ アからカまでの規定により、一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。

(4) 自己又は自己の役員等（法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。）が、次のいずれかに該当する者である場合及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与している場合

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用している者
- (5) 大分県運転免許センター施設内広告掲出・表示要綱により、広告の掲出又は表示が禁止されている業種又は事業者である場合

3 契約条項等の交付場所等

(1) 場所

大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館8階
大分県警察本部警務部会計課管財係 TEL097-536-2131 内線2292

(2) 日時

令和7年11月20日（木曜日）から同年12月5日（金曜日）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時45分までの間

4 申込手続

(1) 申込方法

郵送（書留郵便とし、申込期限までに前記3(1)に必着のこと。）又は持参とする。
なお、郵送の場合は、封筒に「大分県運転免許センター施設内広告表示に係る申込書類在中」と朱書きすること。

(2) 提出書類

- ア 応募申込書（別添1）
- イ 誓約書（別添2）

(3) 申込先

前記3(1)に同じ

(4) 申込期限

令和7年12月5日（金曜日）午後5時45分まで

5 契約者の決定方法

- (1) 応募書類の審査を行い、前記2の公募に参加する者に必要な資格を有している者を選定対象者とする。
- (2) 選定対象者のうちから、予定価格以上で最高の価格をもって申込みをした者を契約者とする。また、予定価格以上の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再度、申込手続を行う場合がある。

- (3) 最高の価格をもって申込みをした者が2者以上ある場合は、当該申込者又は申込者の委任を受けた者に立会いを求め、くじにより決定する。

6 貸付に係る手続

(1) 県有財産貸付申請

契約者に決定した者は、令和7年12月12日（金曜日）までに、県有財産貸付申請書（大分県指定様式）を前記3(1)に提出すること。

(2) 貸付契約の締結

契約者に決定した者は、令和7年12月12日（金曜日）までに、記名・押印した契約書2通を前記3(1)に提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額が100万円を超える場合は、契約者は、次に掲げる場合を除き、契約時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

ア 保険会社との間に大分県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結した場合

イ 過去2年以内に大分県又は大分県以外の地方公共団体若しくは国（独立行政法人を含む。）との同種同規模の契約を2回以上履行したことを証する書類を提出した場合

(4) その他

貸付契約に係る手続に関する一切の費用（契約書に貼付する印紙代等）は、契約者の負担とする。